

令和8年度 身体障がい者補助犬貸付者再募集要領

1 目的

視覚障がい、肢体障がい又は聴覚障がいにより日常生活に著しい障がいのある身体障がい者であって、身体障がい者補助犬の使用により就労等社会活動への参加に効果があると認められる者に対し、予算の範囲内で身体障がい者補助犬を貸し付ける。

2 対象者

対象者は、県内に過去1年以上居住し、今後も相当期間にわたって居住する見込みのある者で、次の各号の要件を備えるものとする。

(1) 満18歳以上の者

(2) 身体障害者手帳を所持し、その障がい程度が次表の「補助犬の種類」欄に掲げる補助犬について、それぞれ同表の「障がいの程度」欄に掲げる身体障がい者で、身体障がい者補助犬の使用により社会活動への参加に相当な効果が期待できる者

補助犬の種類	障がいの程度
盲導犬	視覚障害1級の者又はこれに準ずる者
介助犬	肢体障害1級若しくは2級の者又はこれに準ずる者
聴導犬	聴覚障害2級の者又はこれに準ずる者

3 貸し付ける身体障がい者補助犬の種類及び数

盲導犬、介助犬又は聴導犬のいずれか1頭

4 募集期間及び応募締切

令和8年7月15日（水）から同年8月28日（金）午後5時まで 必着

5 応募方法

別紙「身体障がい者補助犬貸付申請書」（以下「申請書」という。）に必要事項を記載の上、添付書類とともに徳島県保健福祉部障がい福祉課まで提出

6 貸付候補者の選定

身体障がい者補助犬貸付審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、貸付の必要性・緊急度等を総合的に勘案し、決定する。

7 選定結果の通知

審査委員会の決定後、速やかに応募者に対して通知する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行し、令和9年3月31日をもって廃止する。